

# 東大阪市小規模企業融資制度のご案内

(大阪府市町村連携型融資)

# 利率0.8%（年） で実施しています！

東大阪市内で事業を営む小規模企業者のみなさま！  
資金繰りにお困りではありませんか？  
事業に必要な資金について、低利融資をあっせんする  
制度があります！ ぜひ、ご活用ください。

## 融資利率 年0.8%（固定金利）

本市より取扱金融機関へ預託を行うことにより低利融資を実現しています！

## 2,000万円 融資限度額

既存の保証協会の保証付融資残高を含めて2,000万円以内

## 資金使途 運転資金・設備資金

事業にかかる資金であること

※この融資制度は、東大阪市内で事業を営む方が事業に必要な資金を金融機関から借り入れできるように、保証協会の保証を付け、あっせんする制度です。

保証協会等による審査の結果、ご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# 東大阪市小規模企業融資制度のしくみ

## 1. 東大阪市小規模企業融資制度のしくみ

東大阪市小規模企業融資制度（大阪府市町村連携型融資）は、市内で事業を営む方が事業に必要な資金を円滑に調達することができるよう、保証協会および取扱金融機関と連携して行っています。

本市が制度設計し、融資原資の一部を取扱金融機関に預託することにより、小規模企業者のみなさまに対する低利融資が可能となっています。

## 2. 預託について

預託金は、本市より取扱金融機関に対し一定の額を年度当初に無利息で預け入れます。

本市からの預託金に、定められた倍率を乗じた額を融資枠として設定し、取扱金融機関より融資を実行しています。

## 3. 低利融資の実現に向けて

預託金は無利息預金として預け入れるため、金融機関は利息を本市に支払う必要はありませんが、その代わりに本市が設定した低利率（0.8%）で小規模企業者のみなさまに融資を実行することとしています。

このことから預託は、本制度融資が設定した金利（0.8%）と取扱金融機関が大阪府制度融資である小規模資金を実行した際に得る金利（1.85%）との差額を補填するための原資の提供であるともいえます。

一方、無利息である性質上、預託金の運用収入が無いことについては、実質として本市の財政負担であると考えられます。

本制度融資は、これらのしくみにより、小規模企業者のみなさまへの低利融資を実現しています！

## 4. 最後に

本制度融資は、市内小規模企業者の経営安定化・活性化をはかるため保証協会および取扱金融機関等のご協力のもと運営しています。

小規模企業者のみなさまは本市の存立基盤です。本市では、資金調達の円滑化のため、今後ともより一層利便性の高い制度融資となるよう制度設計に努めます。

詳しい利用条件等は次頁以降をごらんください

# 1. 利用資格

東大阪市内（原則として同一場所）において6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができ、かつ具体的な事業計画を有しており、融資後金融機関等による経営サポートやモニタリングを受けることができる小規模企業者の方（※事業実態が伴わない場合は受付できません。）

◆小規模企業者とは次のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法第2条第3項に定める

常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を主たる事業とするものについては5人）以下の法人・個人

**check!** 小規模企業の範囲を弾力化する政令が制定され、「宿泊業」・「娯楽業」を営む従業員20人以下の事業者の方は、融資条件を満たした場合、小規模企業融資制度をご利用いただくことが可能となりました。（その他の商業・サービス業は従来どおり5人以下） ※ただし、信用保証の制度の対象とならない業種があります。

常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（小規模NPO法人を含む）

法に基づく事業協同小組合等（窓口でご確認ください。）

## 制度をご利用いただけない主な例

### I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等（医業を主たる事業とする小規模NPO法人は除く））などの場合

### II. 保証協会との取引について

①原則として、保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、またそれらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と保証協会が判断した場合を含む）

②原則として、保証協会において、保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、またそれらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と保証協会が判断した場合を含む）

③前回保証資金が、合理的理由なく資金の用途目的以外に流用されていた場合

④直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると保証協会が判断した場合

⑤原則として、他の保証協会で特別小口保証（※）を受けている場合（※特別小口保証とは、国が定める特別小口保険を付保した保証制度のことをいいます。）

### III. 金融取引等について

①銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）

②仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

### IV. 財務内容等について

①税金を滞納し、完納の見通しがたたないと保証協会が判断した場合

②借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合

③高利借入を利用して、早期解消が見込めないと保証協会が判断した場合

④業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると保証協会が判断した場合

⑤粉飾決算や融通手形操作を行っている場合

⑥これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと保証協会が判断した場合

### V. その他

①許認可を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると保証協会が認めた場合を除く）

②事業実態が把握できないと保証協会が判断した場合

③法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合

④申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合

⑤申込書類等に虚偽の記載がある場合など、保証協会が取扱い不相当と判断した場合

⑥休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規程により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規定により、休眠組合の適用を受けるもの）

⑦業態・事業内容が性風俗関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと保証協会が判断した場合

⑧申込に際し、いわゆる金融あつ旋屋等の第三者が介在する場合

⑨暴力的不法行為者および反社会的勢力と保証協会が判断した場合

⑩その他公序良俗に反する等、保証協会が取扱い不相当と判断した場合

## 2. 融資対象業種

1. 製造業
2. 鉱業
3. 土石採取業
4. 木材伐出業
5. 建設業
6. 物品販売業
7. 不動産業
8. 運送業
9. 通運業
10. 倉庫業
11. 印刷業
12. 出版業
13. 飲食店業
14. 保険媒介代理業
15. サービス業
16. 郵便業
17. 電気通信業
18. 電気・ガス・熱供給・水道業

\*融資対象とならない業種等があります。くわしくは、2ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

## 3. 融資限度額

**2,000万円** (注-1)

(注-1) ただし、既存の保証協会の保証付融資がある場合は、その融資残高(根保証においては極度額)と本融資の申込額との合計が2,000万円以下となる額。

※この融資は信用保証付ですので、保証協会及び他の保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については保証協会にお問合せください。

## 4. 融資条件

資金使途 (注-2) (注-3)	融資利率 (注-4)	融資期間	返済方法 (注-5)	信用保証料 (注-6) (注-7) (注-8)
運 転 設 備	年0.8% (固定金利)	7年以内	毎月元金均等分割返済 (据置期間は6ヵ月以内)	年0.5~2.2% (保証協会の定める料率)
			融資期間1年以内の場合は 一括返済等可	

(注-2) 設備資金の場合、原則として設備実施の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。設備に係る資金を他の資金に流用した場合には、完済するまで後続与信ができませんのでご注意ください。

(注-3) 特別小口企業者については、新規事業資金での取り扱いができません。

※新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小(廃止を含む。)し、現行事業とは別の新たな事業(総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。)を行う資金」をいいます。

(注-4) 融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に窓口でご確認ください。

(注-5) 据置期間中は利息のみの返済となります。

(注-6) 次に該当する場合、協会の定める料率から0.1%を割引します。  
決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が商業登記簿謄本等により確認できる会社

(注-7) 特別小口企業者については、特別小口保証対象となり、定率の信用保証料（年1.0%）の対象となる場合があります。

**(注-8) 別途、保証協会所定の信用保証料が必要となります。**

◆**特別小口企業者**とは、次の①～④のすべてに該当する方です。

- ①個人・法人の小規模企業者
- ②東大阪市内（原則として同一場所）において1年以上引き続き同一事業を営んでいる
- ③原則として、他の信用保証付融資（他の保証協会の保証を含む）を利用していない
- ④当該事業に係る所得税、事業税、府・市町村民税の所得割（法人の場合は、法人税、事業税、法人府・市町村民税の法人割を含む）のいずれかを完納している
  - ・完納とは、税額を有し、申込日以前1年間に納期到来している税額を全額納付されていることです。

## 5. 担保

原則として、不要

## 6. 連帯保証人

次のとおり必要です。（注-9）

	個人	法人	組合
連帯保証人	<u>原則として、不要</u>	<u>原則として、</u> 代表者以外は不要	<u>原則として、</u> 代表者以外は不要

(注-9) 次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を持つ方
- ・事業承継予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

※連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただく必要があります。

## 7. 融資申込に必要な書類 (注-10)

「東大阪市小規模企業融資制度申込書」(柿色)及び次の書類が必要です。  
 なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。

添付書類		必要数	
(1) 信用保証委託契約書 (注-11) (保証承諾後、貸付実行時に作成のうえ提出)		1	
(2) 申込人(法人)企業概要		1	
(3) 資産・負債および収入・支出		1	
(4) 保証人等明細		1	
(5) 小規模資金申込に係る融資残高申告書		1	
(6) 事業計画書		1	
(7) 同意書 (注-12) (当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の取扱いに関する同意書(保証協会用)</li> <li>・ 個人情報の提供に関する同意書(金融機関用)</li> <li>・ 個人情報の取扱いについて(東大阪市用)</li> </ul>		各1	
(8) 印鑑証明書 (発行後3ヵ月以内のもの)	申込者	1	
	連帯保証人(法人代表者)・担保提供者 (注-12)	(1)	
(9) 申込者が法人の場合 (注-13)	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) (発行後3ヵ月以内のもの) ※事業実態が伴わない場合は受付不可 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通	2	
	決算書及び附属明細書(写) ※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通	2	
	確定申告書(写)【別表1、4、5など】 ※電子申告の場合は受付結果(受信通知)を印刷したものを添付 ※申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2	
(10) 申込者が個人の場合 (注-13)	確定申告書(写) ※電子申告の場合は受付結果(受信通知)を印刷したものを添付 ※申告を2期以上している場合は直近2期分 ※第1表のみでは受付不可。第2表以降も要添付。 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2	
(11) 納税証明書等(注-14)	申込者	1	
	担保提供者 (所得税(その3)もしくは消費税(その3))	(1)	
(12) 担保物権	不動産の場合	不動産全部事項証明書(不動産登記簿謄本)(発行後3ヵ月以内のもの)	(1)
	有価証券等の場合	帳簿価格及び時価を記載した説明書	(1)
(13) 資金用途が設備資金の場合	契約書(写)・見積書(写)等	該当するもの 各1通	
(14) 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し(必要業種の場合)			
(15) 申込者が個人事業者で、申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人の住民票抄本(写可 原則発行後3ヵ月以内のもの) ※前住所が確認できるもの・本人分のみで可・本籍地とマイナンバーの記載は不要)			
(16) 申込者及び連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本(原則発行後3ヵ月以内のもの)または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し(本人分のみで可)。ただし、在留資格が永住者の場合、初回申込(完済後の初回申込を含む。)の場合のみ必要。			
(17) 合名会社の場合、保証付借入についての全社員の同意書			
(18) 組合・医療法人の場合、借入についての理事会の議事録			
(19) 確定申告後6ヵ月以上経過している場合、試算表			
(20) その他必要と認められる書類			

- (注-10) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込みに必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示（運転免許証、印鑑登録証明書等）を求められることがあります。また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (注-11) 運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間又は据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要となります。なお、信用保証委託契約書は、申込者、連帯保証人が必ず自書捺印してください。
- (注-12) 申込人以外の方が担保を提供する場合は担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書及び印鑑証明書が必要です。

**注 意** 「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用、金融機関用、東大阪市用の3種類があり、ともに申込者・連帯保証人毎に添付が必要です。）がない場合は、申込受付ができません。

(注-13) 電子申告等による確定申告書は、受付結果（受信通知）を印刷し、添付してください。

(注-14) 納税証明書等は、次の表の中から選んで提出してください。  
ただし、同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。

申込区分	納 税 証 明
小規模 企業者	1. 所得税（その1 または その3） 2. 事業税（注-15） 3. 府・市町村民税（所得割 または 均等割）（注-16）（注-17） <span style="float: right; font-size: 2em;">}</span> 個人の場合
	4. 法人税（その1 または その3） 5. 法人事業税（注-15） 6. 法人府民税（法人税割 または 均等割） 7. 法人市町村民税（法人税割 または 均等割） <span style="float: right; font-size: 2em;">}</span> 法人の場合
当該事業に係る納付税額の記載のある1～7いずれかの納税証明書を1通 なお、前記のいずれについても発行時期が未到来のため添付できない場合、次のもの ・1～7のいずれかで、当該事業に係る納税を証する書類及び当該税の領収書（写）等を各1通 新規担保提供での申込の場合は、担保提供者に係る次の①、②のいずれか1通 ①所得税（その3） ②消費税（その3） 当該事業に係る税額が発生していない場合に限り、当該事業に係る課税証明書を1通	
特別小口 企業者	1. 所得税（その1） 2. 事業税（注-15） 3. 府・市町村民税（所得割のあるもの）（注-16） <span style="float: right; font-size: 2em;">}</span> 個人の場合
	4. 法人税（その1） 5. 法人事業税（注-15） 6. 法人府民税（法人税割 または 均等割） 7. 法人市町村民税（法人税割 または 均等割） <span style="float: right; font-size: 2em;">}</span> 法人の場合
当該事業に係る納付税額の記載がある1～7いずれかの納税証明書で、申込日前1年間の完納を証するものを1通（注-18） なお、前記のいずれの証明についても、発行時期が未到来のため添付できない場合は次のもの ・1～7のいずれかで、当該事業に係る納税を証する書類及び当該税の完納を証する領収書（写）等を各1通。	

(注-15) 事業税・法人事業税の納税証明書で「確定額、納付額及び未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。

(注-16) 府・市町村民税で地方税法の規定により、所得金額から障害者控除額又は寡婦（夫）控除額を控除されたため所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で府・市町村民税の所得割があったものとみなします。

(注-17) 当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書（ゼロ証明）による取り扱いが可能です。

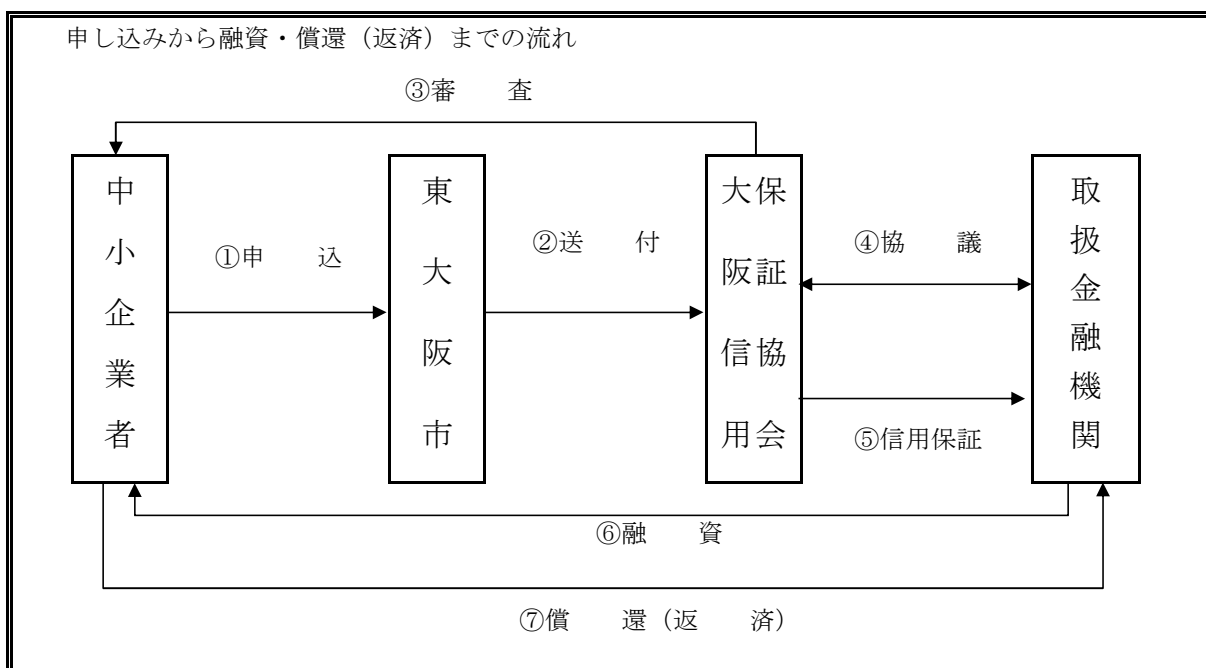
(注-18) 完納を証するものとは、税額を有し、かつ申込日以前1年間に納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）到来のものが全額納付されていることを証するものをさします（期限未到来の税額がある場合は、前年度分の完納証明書（特別徴収以外のもの）が必要。）。したがって、税額が「0」であることを証するものは取り扱いません。

## 8. 取扱金融機関

原則として、次の金融機関の市内本支店から融資されることになりますので、この中に取引中の金融機関がある場合は、その金融機関を希望金融機関としてください。（りそな銀行布施口支店、北陸銀行今里支店も含む）

銀行	りそな銀行・関西みらい銀行・徳島大正銀行・南都銀行 北陸銀行・京都銀行・池田泉州銀行・三十三銀行・紀陽銀行
信用金庫	尼崎信用金庫・大阪信用金庫・大阪シティ信用金庫・大阪商工信用金庫 永和信用金庫・京都信用金庫
信用組合	成協信用組合・のぞみ信用組合・近畿産業信用組合・ミレ信用組合
政府系金融機関	商工組合中央金庫

### (参考)



■融資を申し込まれる方は、次の点をよく考えて申し込んでください。

- ア. 資金の用途を明確にすること
- イ. 償還（返済）計画をはっきりさせること
- ウ. 資金繰り表を作っておくこと
- エ. 無理のない借入計画をたてること
- オ. 事業の内容を記帳しておくこと

□審査は、中小企業者の経営力・信用力を最大限に発掘し、適正な資金量を把握の上、金融機関から借入できるよう保証するために重要ですので、融資を申し込まれた方は、次の点に留意して審査にご協力ください。

- ア. 融資申込者自身が経営の実態を正確に説明すること
- イ. 帳簿・伝票など、経営資料を整備しておくこと

## 9. 受付

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
9：00～12：00、12：45～17：30

- ・申請をお考えの方は、事前にお電話ください。
- ・お一人あたりの書類受付にかかる時間は、1時間程度です。時間には余裕を持ってお越しください。
- ・融資の総額が目標額に達した場合は、年度途中であっても受付を打ち切ります。

## 10. 申込用紙の配布

東大阪市金融相談窓口（都市魅力産業スポーツ部 産業総務課分室）

〒577-0011

東大阪市荒本北一丁目4番17号

クリエイション・コア東大阪 北館3階 304号室

TEL：06-6748-7275 FAX：06-4309-3846

①申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。なお、受付の際に本人確認をさせていただきますので、免許証、パスポート等をお持ちください。また、実印（法人・個人）をお持ちください。申込書受付後、保証協会及び取扱金融機関が審査し、保証及び融資の諾否、決定金額について通知します。

②融資申込書は原則として、申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。

③申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくこととなりますが、ご協力いただけない場合は審査を打ち切らせていただくことがあります。なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。

④融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

⑤融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、東大阪市及び保証協会とは全く関係ありません。

メ モ

---

---

---

---